

○ひたちなか市立小中学校等学区審議会条例(平成6年条例第124号)(抄)

(設置)

第1条 ひたちなか市立の小学校，中学校及び義務教育学校（以下「小中学校等」という。）の通学区域の編成の適正を図るため，ひたちなか市立小中学校等学区審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は，ひたちなか市教育委員会（以下「委員会」という。）の諮問に応じ，ひたちなか市立の小中学校等の通学区域に関する事項を審議して，委員会に答申する。

(組織)

第3条 審議会は，委員15人以内をもって組織する。

(委員)

第4条 委員は，必要の都度，当該諮問に係る通学区域に関係のある公共機関，団体等の代表者及び学識経験者のうちから，委員会が委嘱する。

2 委員の任期は，委嘱の日から当該諮問に対する答申の日までの期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に，会長及び副会長を置き，委員の互選により選任する。

2 会長は，審議会を代表し，会務を総理する。

3 副会長は，会長を補佐し，会長に事故があるときは，その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議（以下「会議」という。）は，会長が招集し，会長が議長となる。

2 審議会は，委員の過半数が出席しなければ，会議を開くことができない。

3 審議会の議事は，出席した委員の過半数で決し，可否同数のときは，会長の決するところによる。

4 審議会は，必要があると認めるときは，関係者に対し，会議への出席，意見の陳述，説明，資料の提出その他必要な協力を求めることができる。